長号外

令和５年３月30日

各高齢者施設等の管理者　様

岩手県保健福祉部長寿社会課総括課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う医療提供体制の移行

及び公費支援の具体的内容について

各高齢者施設・事業所の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の防止に御尽力、御協力を賜り誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症については、本年５月８日から感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）上の新型インフルエンザ等感染症に該当しないものとし、５類感染症に位置づけることとされ、これに伴い今後の高齢者施設等における対応等が別添事務連絡により示されたところです。

その中で、施設内療養を行う高齢者施設等への補助（施設内療養者１名あたり最大 30 万円）については、高齢者施設等が医療機関との連携体制を確保しているなど、必要な要件を設けた上で当面継続することとされたことから、要件に関する調査を実施しますので、下記により回答願います。

記

１　回答方法

　　添付の調査票に必要事項を記入の上、所管する市町村又は広域振興局あて提出願います。

【回答送付先】

一関地区広域行政組合介護保険課

メールアドレス　kaigohoken@city.ichinoseki.iwate.jp

電話：0191-31-3223

２　回答期限

　　令和５年４月18日（火）

３　留意事項

以下の要件を満たすことが確認できた施設等に限り補助を実施することとされているため、協力医療機関等とも十分に御相談の上、回答願います。

・医療機関の確保

　　・感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施

　　・オミクロン株ワクチンの接種

【担当】介護福祉担当　小原

電話：019-629-5441